

- ・債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更する
- ・債券の利子について申告不要制度を措置する
- ・債券の償還差損益について譲渡所得とみなす
- ・金融機関等の利子源泉徴収免除制度等について所有期間按分措置を廃止する（すなわち、その所有期間にかかわらず、源泉徴収を行わないこととする）
- ・債券の利子・譲渡所得についても特定口座で取り扱えるよう措置する
- ・割引債について発行時の源泉徴収を廃止する
- ・債券の利子・譲渡所得について損益通算を認める
- ・支払調書・支払通知書制度について所要の整備を行う
- ・公社債投資信託についても債券税制の見直しに併せて、所要の措置を行う
- ・一般事業法人に係る債券利子等の所得税額控除の見直しを行う（すなわち、その所有期間にかかわらず、全額の所得控除を認めることとする）
- ・非居住者が受ける公社債利子等の非課税制度について債券税制の見直しに併せて所要の措置を行う

いては、非課税口座開設の手続きや口座管理方法が金融機関および顧客双方にとって煩雑な制度となっており、制度の普及・利用が妨げられるおそれがあるとされている。

要望では、制度の利便性向上・事務手続の簡素化を図るため、以下の措置を講ずることを求めている。

- ①非課税投資額にかかわらず、配金の同一銘柄への継続再投資を可能にする
- ②非課税口座の管理方法を簡素化するため、同一金融機関における非課税投資については1口座で管理する
- ③非課税口座を開設する際の手続きを簡素化するため、非課税口座開設確認書交付申請手続と非課税口座開設手続を一本化する

- ①は、非課税投資限度額100万円の枠内においてのみ、分配金の再投資が認められているという法律の改正を求めるものである。
- ②は、同一金融機関に2年分あるいは3年分の非課税口座を開設する場合、それぞれ2口座、3口座を開設しなければならぬことの改善を求めるものである。
- ③は非課税口座の開設にあたって、非課税口座開設確認書交付申請手続と非課税口座開設手続の両者が必要となつてい

5. 本人確認書類の範囲の拡大
- 現行では、特定口座の開設時等に提示が求められる本人確認書類の範囲は、税法に限定列挙されている。犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯収法）施行規則の一部改正が予定されており（2012年4月）、これにより運転経歴証明書（注1）について犯収法施行規則上の本人確認書類として明示的に規定することが予定されている。
- また、療育手帳（注2）については、現在犯収法等において本人確認書類とされているにもかかわらず、税法には規定されていない。
- そこで要望では、個人投資家の利便性向上を図る観点から、運転経歴証明書および療育手帳について、特定口座の開設時等に提示が求められる本人確認書類の範囲に追加することを求めている。

6. 産活法の認定を受けた自社株対価TOBに係る課税繰延
- 2011年7月に施行された産業活力再生特別措置法（産活法）の改正で、事業再構築計画等につき主務大臣の認定を受けた事業者が認定を受けた当該計画に従って、自社または親会社の株式を対価として行う一定の株式公開買付（自社株対価TOB）について、検査役の調査を不要とする、一定の要件を満たせば株主総会の特別決議を不要とするなど、従来の会社法上の制約が軽減された。
- 一方、TOBに応募した対象会社株主に課税が生じることが、自社株対価TOBの実施上の制約となっている。そこで金融庁は、①TOBに応募した個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ、②一定の要件のもと、TOBに応募した個人株主が取得した株式の特定口座への預入れを可能とすること、を要望している。
- （注1）過去に失効した免許、取り消された免許または現在受けている免許の種類、取得年月日等について証明するもの。
- （注2）知的障害者に都道府県知事（政令指定都市にあつては市長）が発行する障害者手帳。



鳥毛拓馬
大和総研
研究員 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税制金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。

FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.9

金融庁、2012年度 税制改正要望を公表

1. はじめに

金融庁は、2011年9月30日に「平成24年度税制改正要望項目」（以下、要望）をとりまとめ、公表した。

要望は、例年8月末に公表されているが、本年は震災等の対応で、通常国会が延長されたこともあり、1カ月遅れて公表された。

要望をもとに政府税制調査会・民主党税制調査会で議論が行われ、2011年12月に2012年度税制改正大綱が公表される見込みである。

本稿では、要望のうち、主に個人

2. 金融商品に係る損益通算の範囲の拡大

投資家に関わる改正項目について概説する。

現行税制では、2009年1月から上場株式・公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が認められている一方で、株式の譲渡損失と預金・債券の利子所得との間の損益通算は認められていない。すなわち、金融商品間（上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等）の損益通算の範囲は制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にあるとされる。

そこで金融庁は、金融商品間の損益通算の範囲を拡大すること、また、損益通算の拡大にあたっては、特定口座が最大限活用されることを要望している。

なお、預金・債券に損益通算を拡大するにあたっては、課税方式を申告分離課税に変更する必要がある。

さらに、現行税制では損益通算の対象とはならない、上場廃止後に無価値化した株式および外国証券会社へ売り委託した上場株式についても、損益通算の対象とすることを要望している。

3. 債券税制の見直し

債券税制の見直しは昨年に引き続き要望されている事項である。債券については、税制により市場の流通性が阻害されているなどの問題点が以前より指摘されている。

具体的には、金融機関等が保有する債券（非課税玉）の利子については源泉徴収が免除されている一方で、個人から購入した債券（課税玉）については、利払い日に金融機関等が保有しているにもかかわらず、源泉徴収が課されるという問題だ。このため、債券市場において金融機関等と個人との流通が分断されている。

要望では、債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更することに併せて現行債券税制の抜本的な見直しが行われる必要があるとして、図表の要望項目を挙げている。

4. 日本版ISAの利便性向上・事務手続の簡素化

日本版ISAとは、個人投資家の証券市場への参加拡大を図るため、2014年に導入されることになっている少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置のことである。この日本版ISAにつ